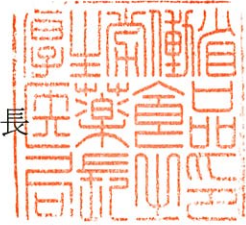


平成 26 年 4 月 8 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长 } 殿

厚生労働省医薬食品局長



オバマ・アメリカ合衆国大統領の来日に伴う
毒物及び劇物の適正な保管管理について（依頼）

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局長から、別添のとおりオバマ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う警備協力に関する要望があったところであり、貴職におかれては、貴管下関係業者等に対し、特に下記の内容について再度の指導徹底を行っていただくようお願いいたします。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」（平成 10 年 7 月 28 日付け医薬発第 693 号医薬安全局長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 16 条の 2 に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。
- 3 「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」（平成 17 年 11 月 14 日付け薬食審査発第 1114001 号、薬食監麻発第 1114001 号医薬食品局審査管理課長、監視指導・麻薬対策課長連名通知）の趣旨を踏まえ、毒物及び劇物取締法第 14 条及び第 15 条に基づく譲渡手続及び交付制限を遵守し、身分証明等により譲受人の身元（法人にあつては当該法人の事業）並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うとともに、家庭用劇物以外の毒物及び劇物の一般消費者への販売等を自粛すること。